街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったものをいう。）内にある農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内にあるもの（都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地等にあっては、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたものに限る。）とする。

一～三　（略）

（被保険者相当者の事業規模の基準）

第二条　平成十三年改正令附則第七条第二号の厚生労働省令・農林水産省令で定める基準は、その農地等につき行う耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の事業に必要な労働力の全てを正常な能率を発揮する一人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が七百時間（沖縄県の区域内に住所を有する者にあっては五百時間）以上であることとする。

2　（略）

附　則

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。

○農林水産省令第七十三号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十三号）及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農用地利用集積計画の作成）	（農用地利用集積計画の作成）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　同意市町村は、農用地について共有持分を有する者であつて当該農用地の管理を行つているものからの作成の申出によつて法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画（存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定めようとする場合は、それ以外の場合において農用地利用集積計画を定めるときと同様に、適切な配慮をするものとする。	（新設）
（不確知共有者関連情報を保有すると思料される者）	（新設）
第二十条の三　令第七条第二号の農林水産省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。	（新設）
一　当該共有者不明農用地等を現に占有する者	（新設）
二　農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者	（新設）
三　当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者であつて知れているもの	（新設）
（不確知共有者関連情報の提供を求める方法）	（新設）
第二十条の四　農業委員会は、令第七条第四号の規定により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求める場合には、次に掲げる措置をとる方法によるものとする。	（新設）
一　令第七条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあつて	（新設）